

地域自治区等のあり方についてのこれまでの議論

地域自治区等のあり方についてのこれまでの議論（１）

- 地域自治区については、現在ある程度うまくいっている地域もあるので、まずは、既存の制度を利活用して、住民自治をより拡大していくことが重要ではないか。
- 合併して大規模となった自治体では、住民自治が損なわれてきている。これを如何にして回復するかが重要な課題ではないか。
- 住民自治や協働については、まずは地域で自主的にかつ多様に取り組んでもらうということが基本であり、制度としてこうすべきということとはできる限り避けるべきではないか。
- 住民自治を進める場合には、自ら考え、自ら判断して、自ら責任を取るということを基本として考えるべきで、問題があるからといって全て制度的に対応するという発想に立つのは適当ではないのではないか。
- 地域自治区は、単に住民自治のための制度というだけではなく、行政と住民の協働の仕組みとしても重要な機能を果たしつつある点に留意すべきではないか。
- 基礎自治体のある特定の地域だけに地域自治区を設置することを許容すべきではないか。
- 住民自治という観点に立てば、同じ市町村なのに区域、地域によって民主主義の度合いに差があるのはおかしいのではないか。
- 現行制度においては、地域自治区を市町村の議会が条例により設置する方式になっているが、その地域の住民の直接請求で地域自治区を創設するという途をひらくべきではないか。
- 地域の民主主義を厚くするという課題に対応するためには、地域協議会の構成員の選任について、公選の途も選べるようにすべきではないか。

地域自治区等のあり方についてのこれまでの議論（２）

- 地域協議会の構成員を選挙で選ぶこととした場合、運用を誤ると、かえって地域自治区と住民の距離が開いてしまうことになる場合もあるのではないか。
- 地域協議会の構成員を公選とすることが、即、地域協議会の権限の拡充につながるものではないのではないか。
- 準公選により地域協議会の構成員を選出すると、政治色が非常に強くなる面もあり、今、地域、コミュニティの単位でこのような制度を作ることは適当か。
- 現状では、合併特例法に基づく地域自治区や合併特例区について、地方自治法の特例が設けられているが、合併が落ち着いた後、本来どういう姿であるべきか、議論する必要があるのではないか。
- 地域自治区制度を考える場合には、地方議会とどのように補完しあうのかという視点が必要ではないか。
- 地域自治区は、地方自治法の地域自治区制度によらず、必要に応じて独自に条例で定めることができるのだから、地方自治法で地域自治区制度を設ける必要性は乏しいのではないか。
- 地域コミュニティのあり方は、地域によって非常に多様であるから、そうした多様性を前提にした制度とすべきではないか。
- 地域コミュニティに関する活動を行う団体が、経済活動を行っていることについて制度的な対応が必要なのではないか。